

三重県条例第五十五号

三重県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、必要な規制を行うことにより、薬物の濫用から県民の健康と安全を守り、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけし
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。次号において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物（第五条において「指定薬物」という。）
- 七 中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（前各号に掲げる物、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第四項又は第二十三条の二の二十三第一項の規定に違反して製造販売をされた医薬品を除く。）、酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。）

(県の責務)

第三条 県は、この条例に定めるところにより、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。
(医師及び薬剤師の責務)

第五条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療等の提供を行うに当たり、当該患者が指定薬物又は危険薬物をみだりに使用したことを知ったとき又は当該使用を疑うに足りる相

当な理由があると認めるときは、当該使用に係るこれらの薬物の名称その他の当該薬物の特定等のために必要な情報を知事に提供しよう努めなければならない。

（建物等を他人に使用させる者の責務）

第六条 県内に所在する建物等を賃貸借又は使用貸借により他人に使用させようとする者は、当該使用に係る契約を締結する際に、当該建物等において法律又はこの条例の規定に違反して薬物の製造、販売等が行われていることを知ったときは、当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（調査研究の推進）

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を推進するものとする。

（情報の収集等及び提供）

第九条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物に関する情報について、収集、整理、分析等を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

2 県は、前項の規定による情報の収集等の結果を、薬物の濫用の防止に関する施策に反映させるものとする。

（教育及び啓発）

第十条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう教育及び啓発を行うものとする。

（国等との連携等）

第十一条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

（依存症等からの回復支援）

第十二条 県は、薬物の依存症及び中毒症状（以下この条において「依存症等」という。）を有する者の依存症等からの回復又は薬物の依存症の予防に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰への支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、医師その他の医療関係者が、その業務を行うに当たり依存症等を有する者を発見したときに、その者に対し、同項の規定に基づき県が実施する事業に関する情報を提供することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（危険薬物の使用等の禁止）

第十三条 何人も、次に掲げる行為（第十五条第一項及び第二項において「禁止行為」という。）をしてはならない。

一 疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を購入し、若しくは譲り受け、又は所持すること。

二 危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用すること。

（警告）

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 前条第一号の規定に違反して危険薬物を購入し、譲り受け、若しくは所持し、又はこれらの行為をしようとした者

二 前条第二号の規定に違反して危険薬物を人の身体にみだりに使用した者

2 前項の警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(禁止行為の中止等の命令)

第十五条 知事は、前条の警告に従わない者に対し、当該禁止行為の中止、危険薬物の廃棄その他の必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、過去に前条の警告を受けた者が禁止行為を行った場合、同条の警告を発することなく、当該禁止行為の中止、危険薬物の廃棄その他の必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 知事は、前二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、三重県薬物等評価委員会の意見を聴くものとする。

(三重県薬物等評価委員会)

第十六条 前条第三項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、三重県薬物等評価委員会（次項及び第五項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員三人で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十八条 第十五条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条から第十六条まで及び第十八条の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。